

プラットフォームサービスに関する研究会（第5回）

1 日時 平成31年1月21日（月）13:00～14:30

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山口構成員

（2）総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、泉国際戦略審議官、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、梅村諸費者行政第一課長、山路データ通信課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官付参事官、大内事業政策課調査官、佐伯市場評価企画官、五十嵐データ通信課調査官、岡本消費者行政第二課企画官

（3）事務局

三菱総合研究所 西角主席研究員、安江チーフコンサルタント

（4）オブザーバー

三原個人情報保護委員会参事官

4 議事

（1）主要論点（案）

（2）意見交換

（3）その他

【宍戸座長】 皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、「プラットフォームサービスに関する研究会」第5回会合を開催させていただきます。

冒頭、カメラ撮りのお申し出がございますので、少々そのままお待ちください。

【岡本消費者行政第二課企画官】 会議冒頭カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(マスコミ退室)

【宍戸座長】 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日は、まず事務局から「主要論点（案）」についてご説明をいただき、その後、皆様のご意見を伺いたいと思います。

次に、事務局から「トラストサービス検討ワーキンググループ開催要綱（案）」についてご説明いただきます。

それでは、事務局からご説明をよろしくお願いたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 資料1に基づいて、これまでのご議論を踏まえましてまとめました「主要論点（案）」につきましてご説明申し上げます。

おめくりいただきまして、目次をご覧ください。第1章で検討の背景、第2章で現状、この中に3節までございまして、第1節に制度等の現状、第2節に電気通信分野における変化の現状、こちらは、ご覧のように、5つの特徴としてまとめております。1ポツとして、データの流通量の飛躍的増大、2ポツとして、市場構造の変化、3ポツとして、利用者情報のグローバルな流通、4ポツとして、情報の取得・活用に対する、サービス提供者のニーズの高まり、5ポツとして、データ提供等に係る利用者意識の変化としております。第3節では欧米等における動きを挙げております。

次に、第3章では、これらを踏まえた政策対応上の主要論点と基本的方向性について触れておりまして、第1節で基本的視点、第2節に、それを踏まえ4つの切り口で整理をしております。1ポツとして、情報のグローバルな流通の進展に対応する規律の適用の在り方で、レイヤ内の横方向の議論について、2ポツとして、電機通信サービスとプラットフォームサービスの連携・融合等の進展に対応する規律の適用の在り方で、それぞれのレイヤをまたぐ縦方向の議論について、3ポツで、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方で、履行確保について、4ポツで、国際的な制度的調和に係る政策対応についてとしております。

次に、第4章で、トラストサービスの主な検討事項を挙げておりました、第1節で必要性、第2節で欧州における動向、第3節で検討における基本的視点、第4節で具体的な検討事項を挙げております。

最後に、第5章で、フェイクニュースや偽情報への対応としております。

4ページにお進みください。第1章で、検討の背景です。

1ポツ目、近時、「データ主導社会」が志向され、2ポツ目、多様なサービスを提供するサプライヤー及びそれらのサービスを享受するユーザの双方が利用する基盤としての機能を有するプラットフォームレイヤ機能を提供する事業者が市場プレゼンスを増大させております。

3ポツ目、プラットフォームサービスはイノベーションを促進する存在として、社会基盤としてさらに重要な役割を果たしていくことが見込まれます。

4ポツ目、プラットフォームサービスには、コミュニケーション機能を提供するものが多く、こうした電機通信サービスとプラットフォームサービスを一体的に提供するビジネス・サービスは今後とも拡大すると考えられます。

5ページにお進みください。1ポツ目で、他方、プラットフォーム事業者が取得・利用する利用者情報の利用メカニズムがわかりづらいとの声もあり、通秘やプライバシー保護の観点から、現行法における規律の趣旨が適切に確保されているか、検討を要します。

2ポツ目、EU等、国際的なプライバシー保護の制度との調和も勘案し、グローバルな市場環境に即した政策対応が求められ、3ポツ目、ID連携による認証にとどまらず、ネットワークにつながるモノの認証やデータの完全性の確保等を実現するため、EUの「eIDAS規則」の制定等の動きも踏まえ、包括的政策対応が求められます。

4ポツ目で、EUでは、フェイクニュースや偽情報に対応するためのプラットフォーム事業者の行動規範の策定を求め、今後、その行動規範をレビューすることとしており、我が国でも、フェイクニュース等への対応の検討が必要となります。

7ページはご参考で、8ページにお進みください。制度等の現状で、1ポツとして、通秘について整理しております。

1ポツ目、憲法において通秘を保障する意義は、表現の自由や知る権利を保障すること、国家権力が自ら通信の秘密を侵害しないのみならず、私人による侵害から通秘を保護すること、国民が安全に安心して通信を利用できるよう通信制度を保障することにより、国民の通信の自由を確保することにあるとして、まず憲法起源であることを説明しております。

2 ポツ目、これを受けて、電気通信事業法において、通秘規定は、利用者が安心して通信を利用できるようにすることで、表現の自由や知る権利を保障し、電気通信ネットワークや通信制度そのものへのユーザの信頼を確保し、電気通信の健全な発展と国民の利便の確保を図るものとしております。

3 ポツ目では、通秘の範囲について、従来からの整理を記載しております。

9 ページにお進みください。1 ポツ目、通秘の侵害行為の3 類型、それから、同意がある場合には、通秘侵害に当たらないほか、違法性阻却事由がある場合には、例外的に通秘を侵すことが許容されることを記載しております。

2 ポツ目、特に電気通信事業者には、通秘の厳格な保護が求められ、法の規定のほか、ガイドラインがございまして、登録・届出を要しない電気通信事業を営む者についても、通秘に関する規律が適用されます。

3 ポツ目、現行法は、国外に拠点を置き、国内に電機通信設備を有さずにサービスを提供する者には、規律が及ばない、との運用です。

次に、2 ポツといたしまして、個人情報保護についてです。

その1 ポツ目で、電気通信事業は、通秘に属さない情報であってもプライバシー保護を必要とする多くの情報を取り扱いますので、10 ページにお進みいただいて、1 ポツ目で、ガイドラインが定められているということとなります。

11 ページにお進みください。電機通信分野における変化の現状の1 つ目の特徴は、データ流通量の飛躍的増大です。

1 ポツ目、大量にデータ生成され、データ流通がグローバル規模で飛躍的に増大し、それを支える技術として、5Gの実現などもございます。

2 ポツ目で、また、モノとモノとの間のデータのやりとり（M2M通信）が増加するのみならず、利用者情報の流通の増大いたします。

他方、3 ポツ目で、グローバルなプラットフォーム事業者による利用者情報の大量流出事案が相次ぎ、我が国の利用者情報の被害状況の詳細が必ずしも明らかにされず、ユーザの懸念が高まっており、また、サイバー攻撃に伴う利用者情報の漏えいリスクへの懸念もございます。

その下で、2 つ目の特徴は、市場構造の変化です。

(1) として、プラットフォームのプレゼンスの増大を挙げております。

12 ページにお進みください。既存のバリューチェーン構造からバリューチェーンを構

成する各要素の分離が進んでおりまして、1ポツ目、プラットフォーム事業者のプレゼンスが増大いたしまして、2ポツ目に例示しているようなサービスが現出しており、3ポツ目、レイヤ構造が進むことを背景に、プラットフォームサービスはイノベーションを促進する存在として、また、社会基盤として、今後さらに重要な役割を果たしていくとしております。

次に、(2)といたしまして、電機通信サービスとプラットフォームサービスの一体的な提供が進むとしております。

13ページにお進みください。標題と同様の指摘をした後に、1ポツ目、今後、通信ネットワークにおける仮想化技術の進展により、その提供形態についても、電機通信設備と機能を分離した形でのビジネスモデルへと変化していくことが想定されますところ、通信サービスの提供主体の質・量が変化し、既存のスタイルに囚われない電気通信事業者の登場や電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業、連携・融合が進み、市場環境が一変することが考えられるとしております。

その下、3つ目の特徴は、利用者情報のグローバルな流通の進展です。

その1ポツ目、プラットフォームは、ネットワーク効果があることから、2ポツ目で、プラットフォーム事業者は国境を越えてグローバルにビジネスを展開し、より多くの国々のユーザを対象とするもので、国外のグローバルプラットフォーム事業者のプレゼンスが多くなっておりまして、14ページにお進みください、1ポツ目、それを背景に、諸外国においても、ルール整備や議論が行われていることとなります。

その下、4つ目の特徴といたしまして、利用者情報の取得・活用に対する、サービス提供者のニーズの高まりとしております。

(1)として、取得・活用のインセンティブを挙げております。

その1つ目、付加価値の高いサービスを利用者に提供するために、利用者情報をより積極的に取得、活用、そういうインセンティブが働き、2ポツ目、これは両面市場のモデルでも説明されるところでございます。

(2)として、利用者保護の必要性を挙げております。

その1ポツ目、利用者情報の取得・活用に当たって同意を得ようとするところ、取得する利用者情報の種類や利用方法等についてわかりやすい説明が行われるよう確保することがより重要となります。

15ページにお進みください。1ポツ目、またといたしまして、データの寡占化による

ロックインを指摘しております。これは、クラウド上にデータが集約されやすい構造となっていること、また、AIの進展により質の高いデータセットの確保が優位性を左右することが、プラットフォーム機能と不可分となっていることに起因しております。

2ポツ目、ロックイン効果の結果、適切な競争が行われない、質の高いサービスが中長期的に提供されないなどの懸念が生じ得まして、その場合、イノベーションの促進が阻害されるおそれがあるほか、更なるデータ寡占が進展すれば、電機通信分野における市場環境にも影響するとしております。

その下、5つ目の特徴として、パーソナルデータ提供等に当たっての利用者意識の変化が挙げられます。

(1)として、その不安感の高まりとしておりまして、その1ポツ目、2ポツ目ともに、各国比較において、我が国利用者の不安感の高まり、また、我が国利用者の「Webへのアクセス履歴」の提供に対する不安感、そういったものがうかがえるとしております。

16ページにお進みください。(2)といたしまして、情報管理態勢に対するユーザの懸念を挙げております。

その1ポツ目、昨今、国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者情報の大量流出事案が相次ぎ、我が国の利用者の利用者情報の取扱いや被害状況の詳細が必ずしも明らかにされないことにより、ユーザの懸念が高まっており、2ポツ目で、情報管理態勢への不信感は払拭されているとは言い難いとしております。

次に、(3)といたしまして、「同意疲れ」を挙げております。

その1ポツ目、多くの同意取得手続きが繰り返されることで、かえって利用者が十分に理解しないままに同意をしてしまう、「同意疲れ」の問題を指摘しておりまして、2ポツ目、関連して、現下の市場では利用者情報が集積される場合に、都度それを示すアイコンを表示する機能をデバイスに具備させ、利用者に明示的に注意喚起を行うプライバシー・バイ・デザインを志向する動きもあるとしています。

17ページにお進みください。参考といたしまして、各種のパーソナルデータ提供等に係る利用者意識の調査結果を挙げております。

①で、利用目的の理解度と利用目的の確認状況というのが相関すること。

②で、不安を感じる者が利用目的の理解度が高く、利用目的をよく確認する傾向があること。

③で、サービスとの関係で、ウェブメールと動画視聴・音楽試聴について、不安を感じるとなっております。

18ページにお進みください。欧米等の動きでございますが、1点、4ポツ目に、GDPRにおいて新たに法的位置付けを付与され、導入された規律のうち注目すべきものとして行動規範があることを指摘している以外は、検討アジェンダを敷衍した形のもので、スキップさせていただきます。

19ページにお進みください。こちらスキップいたします点で同様でございますが、米国の2ポツ目で、米国とEUとの間における「セーフハーバー協定」、「プライバシーシールド」について言及しておりまして、米国企業はプライバシーポリシーを公表し、米国商務省に対して自己認証を行うこととし、仮にそのプライバシーポリシーに反した場合にはFTC法に基づき執行されることを追記しております。履行確保の具体例と考えられます。

また、その下でございますが、韓国の状況は新しい技術でございますが、1ポツ目、憲法及び電気通信事業法において、通信の秘密を保護する規定があり、20ページに移っていただきまして、情報通信網法においても、利用者情報の保護を図っております。2018年には、国外における韓国国民の利用者情報の流通の安全を確保することを目的に情報通信網法が改正され、国内に住所又は営業所がない情報通信サービス提供者に、国内代理人の指定を義務付けております。

その下、6ポツのフェイクニュースや偽情報対策について、EUでは、プラットフォーム事業者を巻き込んで政策対応していることを指摘しております。

22ページにお進みください。ここから政策対応についてです。

第1に、基本的視点は、一言で申し上げますと、利用者情報の利活用とプライバシー保護とのバランスとなります。

その4ポツ目で、利用者が電気通信事業者や通信ネットワークを信頼し、安心して利用できるようにすることで、電気通信の健全な発展、国民の利便の確保を図るためにはいかなる対応が適当か、という観点で検討が必要としております。

5ポツ目、プラットフォームサービスは、イノベーションに繋がる側面があり、社会基盤として今後ますます重要な役割を果たしていく一方で、6ポツ目、利用者個人をめぐるデータが他のデータと結合することにより、利用者個人の人格も表す性格を帯びてくることのあることを指摘しております。

23ページでございます。したがいまして、検討アジェンダでも確認されておりました、①といたしまして、利用者情報以外の情報も含めた自由なデータ流通の確保、②、一方で、利用者情報の適切な取扱いの確保、③、イノベーションの促進と利用者のプライバシー保護のバランスを基本的視点として政策対応を図るとしております。

24ページにお進みください。先ほどの基本的視点を踏まえて、政策対応上の主要論点と基本的方向性を挙げております。

まず1ポツとして、情報のグローバルな流通の進展に対応する規律・ルール適用の在り方です。

論点といたしまして、4ポツ目、利用者情報、特に通秘に係る情報の取扱いについては、電気通信事業法に通秘の規定を設けることによって、適切な取扱いの確保を図っているところ、国内に電気通信設備を有さずに我が国の利用者を対象にサービスを提供する国外のプラットフォーム事業者に対する電気通信事業法の規律の可否としております。

その下、基本的方向性でございますが、1ポツ目、25ページに移りますけれども、憲法上の通秘保護の意義が国民の表現の自由や知る権利の保障、プライバシーの保護、我が国の通信制度を保障して、国民による安心・安全かつ自由な通信の利用を確保することにある点に鑑みますと、提供主体が国内か国外かを問わず国民の通信の秘密を保護することが憲法上の要請に適うとしております。

その下、1ポツ目で、国外のプラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いがなされなければ、安心してサービスを利用することができなくなり、利用者の信頼の確保が得られず、プラットフォームを通じたサービスの普及による電気通信の健全な発展と国民の利便の確保に支障が生じることから、2ポツ目で、提供主体が国内か国外かに関わらず等しく利用者情報及び通秘・プライバシーの保護に係る規律を適用して、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようにすることが適当としております。

以上は利用者情報についてでございますが、3ポツ目は、公正な市場環境の確保について、イコールフットィングを図る観点からも同様としておりまして、4ポツ目で、具体的には、通秘の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行い、併せてガイドラインの適用の在り方についても整理することが適当としております。

次、2ポツといたしまして、電機通信サービスとプラットフォームサービスの連携・融合等の進展に対応する規律の適用の在り方です。

26ページでございます。論点といたしまして、1ポツ目、電機通信サービスとプラッ

トフォームサービスを一体的に提供する形態のビジネス・サービスの拡大や、通信サービスの提供主体の質・量が変貌し、既存のスタイルに囚われない電気通信事業者の登場や電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業、連携・融合が進み、市場環境が一変する。

そのような変化に伴う、2ポツ目ですが、現行のガイドラインの適用対象や適切な取扱いの在り方の見直しとしております。

3ポツ目と4ポツ目で、法律やガイドラインの適用関係の明確化といたしまして、クッキーなど端末を識別する情報等——これ以降は技術中立的に「端末情報」と記載しておりますけれども——ターゲティング広告のために取得・利用する行為が通秘・プライバシー保護との関係で如何に整理されるかを挙げております。

5ポツ目、なおといたしまして、27ページに移りますけれども、通信ネットワークとプラットフォームの両レイヤにおけるドミナント性を強めることとなり、結果、質の高いサービスの選択肢が与えられないなどの懸念が生じるのみならず、市場における公正競争が阻害されるなど電気通信分野の市場環境にも多大な影響が及ぶ可能性があり、これへの対応の在り方も論点としております。

その下、基本的方向性について、1ポツ目、現下の環境変化を踏まえガイドラインの適用対象の見直しを進め、ガイドラインの規律をプラットフォームサービス・ビジネスに適用できるようにすることが適当と。

また、2ポツ目で、端末情報をターゲティング広告のために取得・利用する行為について、広告事業者等がウェブ上の行動履歴を把握するために利用するサードパーティクッキー等の仕組みは電気通信事業者の取扱中に係らない行為と考えることができ、通信の秘密に含まれると整理することは適当ではない。

3ポツ目で、一方で、憲法における通信の秘密の趣旨が、安心で安全かつ自由な通信を保障することにあることに鑑みれば、利用者が端末情報の取扱いを適切にコントロールできることが重要でございますが、利用者のコントロールが及ばないにも関わらず、各事業者が端末情報を取得しているとしますと、eプライバシー規則（案）の議論も参考に、今後検討が必要としております。なお、M2M通信も、28ページに移っておりますが、今後増大すると想定されますが、中には利用者のプライバシーに直接に関わらないものもあり得るところ、通秘に係る規律の適用の在り方についても検討することが適当としております。

28ページは、他意見を挙げております。

1ポツ目、通秘に属する事項のより一層の明確化を図る観点から、例えば、通秘に係る情報の集積・活用・外部提供が許容されるケースを法律に明記するなどすべき。

2ポツ目、ガイドラインにおける通秘に係る情報等の適切な取扱いに係る規定に関して、情報の種別に着目して定めるのではなく、今後は具体的な要件や態様に着目することが必要。

3ポツ目、「同意疲れ」が課題となっていることから、同意取得の在り方についても見直しが必要と指摘しております。

以上について、4ポツ目で、今後引き続き検討していくことが適当であるとしております。

29ページにお進みください。1ポツ目で、このほかといたしまして、通信ネットワークの仮想化に伴う電気通信設備と機能の分離の進展も見据えつつ、従来ドミナント規制が主として対象としてきた通信ネットワークレイヤに限定することなく、レイヤを超えた支配力の行使に適切に対応できる規律の在り方について、電気通信分野の市場環境の変化に応じた適切な規律を確保する観点から、今後引き続き検討することが適当としております。

次に、3ポツとして、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方です。履行確保についてということとなります。

論点について、2ポツ目、方策として、国際的な執行協力やGDPRに見られるように域内に代理人を設置する方法などが考えられ、また、事業者による自主的な取組を合わせた共同規制的なアプローチも考えられますが、どのような方策が望ましいかが論点と。

また、3ポツ目、国外のグローバルプラットフォームサービスの事業者がどのように利用者情報を取り扱っているか等についての的確に理解・把握するため、利用者情報の取扱いに係る透明性をいかに確保するかについても論点としております。

4ポツ目、国外プラットフォーム事業者が提供するサービスに係る利用者情報の取扱いに関して、30ページに移っておりますが、窓口が分かりづらい、日本語では対応しないなどの事例もあることから、利用者情報の管理態勢・苦情相談態勢の在り方も論点としております。

30ページで、基本的方向性についてでございます。

1ポツ目、我が国の法律の執行力の確保の在り方については、EUのeプライバシー規則（案）の議論の動向等も踏まえて、引き続き検討していく。

留意すべき点として、2ポツ目、利用者情報の活用の仕方とプラットフォームサービスによってまちまちであること。

3ポツ目、利用者からの信頼を得るために、自ら利用者情報の適切な取扱いを図ろうとするインセンティブが働くという側面があり、したがって、4ポツ目で、自主的な取組を尊重しつつ、その取組を後押しするための方策を講じるとともに、適切な取扱いの確保を担保するための法的基盤を整備するという共同規制的なアプローチを適切に機能させることが望ましく、今後その具体的な方策について検討を深めることが適当としております。

その自主的な取組といたしまして、5ポツ目、透明性の確保・向上や、窓口を始めとする苦情相談態勢について、31ページに進みますが、共同規制的なアプローチの具体化を検討するに当たっては、これらの自主的な取組が適切に機能するよう留意することが適当としております。

その下、4ポツとして、国際的な制度的調和に係る政策対応です。

(2) 基本的方向性として、1ポツ目、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和を図ることなく、一国マルチ制度のような状況を招けば、プラットフォーム事業者やその提供するプラットフォームサービスの利用者に混乱を来すおそれがあることから、2ポツ目、国際的な調和を図っていくことが適当としております。

また、国外のプラットフォーム事業者が我が国の利用者に対して通信サービスを提供する過程で取得した利用者情報への外国政府等からのアクセスについても、併せて整理が必要としております。

32ページ、1ポツ目です。このほか、国外の事業者に対して、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策についても、グローバルな相互運用の可能性を展望しつつ、国際的な調和を図っていくことが適当としております。

【赤坂サイバーセキュリティ統括官室参事官】 33ページにお進みください。第4章では、トラストサービスについてまとめてございます。

まずトラストサービスの必要性につきまして、大きく2つの観点から整理をしております。

1つ目が、サービスに応じたIDの利用ということで、1つ目の丸にございますとおり、現在、プラットフォーム事業者が発行するIDを利用して、様々なサービス間の連携が進展しております。ただ、その中には、必ずしも厳格な本人確認が行われていないものも存在しているという状況でございます。

ただ、2つ目の丸にございますとおり、例えば、金融サービスですとか、あるいは、企業の重要情報を取り扱う場合のように、利用に当たって高いレベルでの本人確認を必要とするようなサービスも存在するところがございます。

そうした求められる本人確認のレベルが様々である状況を踏まえると、利用するサービスに応じて必要なIDをきちっと選んでいける、そういった環境を整えることが必要であると考えてございまして、最後の丸にございますとおり、サービスの重要度に応じてID情報の信頼度をレベル分けする、そういったLevel of Assurance、LOAの考え方に基づいたようなサービス、利用の提供というものを実現していく必要があるのではないかと考えております。

それから、2つ目が、Society5.0を支えるトラストサービスという観点でございます。

34ページに進んでいただきまして、一番上の段落にございますが、いわゆるサイバー空間と実空間の一体化が進んでおりまして、実空間での様々な活動がサイバーに置き換わるということになっております。

2つ目の丸でございますが、サイバー空間の安全性や信頼性の確保のためにも、正当でないモノがネットワークにつながったり、あるいは、誤ったデータや改ざんされたデータが紛れ込まないようにする、そういった仕組みをつくっていく、このトラストサービスの実現が必要であるとしてございます。

最後の丸でございますが、特にこれから日本においては、いわゆるパーソナルデータをやりとりする仕組みとして、情報銀行のような取組も現在進んでいるところでございますが、こうしたものが適切に行われるためにも、こうしたトラストサービスというものが、その基盤として活用されるところが期待されているというところでございます。

35ページに進んでいただきまして、第2節では、欧州における動向ということで、EUにおきましては、eIDAS規則というものが、このトラストサービスについて規定をする規則として発効しているというところでございます。

こうした国際的なEU等の動きを踏まえ、国際的な相互運用性の確保の観点からも、我が国としてのトラストサービスの在り方について検討が必要であるということとしております。

また、最後の丸でございますが、こうした国際的なやりとりが増えてまいりますと、今後、国民や企業等が国外で権利を実現していく、そういったことが求められる場面というのも今後増えてくると思いますが、そういった権利実現を図る基盤としても、我が

国におけるトラストサービスの法的基盤というものの構築が期待されているところかと存じております。

次、36ページに進んでいきたいと思えます。第3節といたしまして、トラストサービスの在り方の検討における基本的視点、これも大きく2つの観点で整理しております。

1つ目が、ネットワークにつながる人・組織・モノの正当性を確認できる仕組みの確保ということでございまして、2つ目の丸にございまして、信頼性の高いサービスを実現するためには、人やモノの真正性を適切に確認してIDが発行される、そして、それらがよりハイレベルで、より厳格に確認できる、こういった仕組みが必要であると考えてございます。

それから、2つ目でございますが、データの完全性の確保ということでございまして、今申し上げましたように、ネットワークにつながる人・組織・モノが確実に確認できるというだけではなくて、そこから流れる情報の完全性、Integrityの観点も重要であるということで、例えば、一番最後の行にございましてけれども、データの存在であるとか、改ざんされていないということを証明するための仕組み等々について検討が必要であるということとしてございます。

それから、3番目で、こうしたことを検討していく上での配慮すべき事項というものを幾つか整理してございます。

1つ目は、こうしたいろんな認証を行う機密性ですとか、あるいは、完全性といったような観点だけではなく、可用性も含めた形でのサービスの確保というものが必要ではないかという観点。それから、特定の技術に依拠することなく、こういったサービス、こういった要件を求めていくかという志向で検討する必要があるのではないか。

それから、2つ目の丸にございまして、ユーザにとって使いやすいインターフェースであること、それから、プライバシーデザインの考え方にも配慮すること、それから、こういったトラストサービスを実現するに当たって発生するコストについてどう考えるか、こういった点も含めて検討することが必要であるとしてございます。

38ページにお進みください。今の視点を踏まえまして、今後検討を深めてまいりたいと思っております。つきまして、大きく5つに整理をしてございます。

まず1つ目が、1の(1)の利用者の認証ということでございます。3つ目の丸にございまして、利用者の認証のための電子証明書を発行する民間の認証局については、現在特に法律的な位置付けがないということでございまして、こういった点について、民間の認

証局が発行する電子証明書を利用するようなサービスについて、具体的にどのようなニーズがあるのかということについて今後検討を進めてまいりたい。その上で、どのような制度的な手当が必要かということについて、併せて検討してまいりたいと考えております。

それから、次のページに進んでいただきまして、(2)のリモート署名ということで、現在いろんなサービスが、いわゆるクラウドを利用しての利用というものが進んでございます。この電子署名につきましても、こういったクラウドに電子証明書の鍵を保存して利用するということによって、より電子署名の利便性が増すということが期待されているということでございます。こういったクラウド上に電子証明書を保存して署名を付すリモート署名につきまして、今後それを実現する上での技術的課題や制度的課題について検討を深めてまいりたいと考えております。

それから、2つ目の大きな枠でございまして、組織の正当性を確認する仕組みということで、一番最後の丸にございましてけれども、例えば、企業がプログラムを配信する場合のように、組織として情報やデータを発行するものであって、企業の社員の意思に基づくものではない、こういった場合においては、社員個人による署名はなじまず、企業名による署名により発行するニーズが一定程度存在するのではないかと考えてございます。

EUでは、このようなシチュエーションに対応して、eシールというような制度がございまして、このようなものも踏まえながら、我が国として組織に対する認証というものをどう考えていくかということについて検討を深めてまいりたいと考えてございます。

それから、その下の(2)でございまして、組織が設置しているウェブサイトにつきましては、ウェブサイト認証というものが存在するというところでございまして、これにつきましては、丸の2にございましてけれども、民間のブラウザフォーラムという団体が定める要件が一種デファクトスタンダード化しているというところでございまして、最後の丸にございましてけれども、現行のデファクトスタンダード化における問題点があるのかどうかというを具体的に検証した上で、我が国としての適切な在り方ということを検討してまいりたいと考えてございます。

それから、41ページに移っていただきまして、3のモノの認証ということでございまして、これからIoT時代におきまして、センサを始め、各種いろんなものがネットワークにつながるということで、そうしたモノの正当性であるとか、そこから出されるデータの改ざん、なりすまし等を防止する仕組みが求められてまいります。

一方で、こうしたセンサには機能上の制約というものもございまして、そうしたもの

も踏まえながら、モノの認証においてどのような在り方があるのかということについて、技術的、制度的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、4つ目でございますが、データの存在・非改ざん証明の仕組みということで、こちらでは主にタイムスタンプになりますけれども、このタイムスタンプには、2つ目の丸でございますとおり、現行、日本データ通信協会による民間の認定スキームというものが存在し、一定の利用の拡大が進んでいるというところでございますが、法律上の位置付けがあれば、なお一層の利用拡大が見込まれるという期待もございます。

さらに、41ページの下から42ページに移りますけれども、EUでは、先ほどありましたように、eIDAS規則におきましてタイムスタンプが制度上規定されているというものでございまして、こういったEU等、諸外国における規定も踏まえながら、こういった海外との相互の運用をきちっと確保するという観点からも、タイムスタンプの制度的手当ての必要性について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、最後、5つ目のところでございますが、例えば、2つ目の丸でございますけれども、ドイツでは「De-Mail」というサービスがございまして、これは郵便では書留に当たるように、いつ送っていつ受け取ったかということまで保証できるようなサービスもございまして、こういったトラストサービスの具体的なアプリケーションにつきまして、我が国においてどのようなニーズがあるのか、それを実現する上での課題について検討を深めてまいりたいと考えてございます。

【岡本消費者行政第二課企画官】 最後に、43ページでございます。オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応です。

論点といたしまして、1ポツ目、欧米諸国等において、プラットフォーム事業者が、利用者情報を分析して閲覧者の嗜好に働きかけるコンテンツ表示技術を通じて拡散することで深刻化していること、また、参考といたしまして、4ポツ目で、放送分野におきましては、番組編集の自由の保障、番組準則、番組基準、放送番組審議機関、放送倫理・番組向上機構（BPO）について記載しております。

また、基本的方向性といたしまして、44ページに移りますが、ユーザリテラシー向上及びその支援方策、情報内容の自浄メカニズムについてファクトチェックを行う機関の役割とプラットフォーム事業者との連携について検討を深めることが適当で、その際、表現の自由に配慮する、そして、今後とも通信の放送の融合・連携の更なる進展が予想されますところ、放送分野における取組も参考にしつつ、プラットフォーム事業者の役割の在り

方に留意して検討することが適当としております。

フェイクニュースや偽情報対応の記述はこの程度でとどめておりますが、本主要論点が確定した後は、諸外国の現状、ファクトチェックの現状等を踏まえながら、さらにご議論いただくことを想定しております。

ご説明は、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からご説明いただきました主要論点（案）につきまして、ご質問、コメントがありましたら、どこからでもお受けしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

では、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。この検討会では、いろいろと難しい問題がこれまで議論されてきたかと思えますけれども、それを網羅的にしっかりまとめたいただいたと思えます。

始めにちょっと細かいことを申し上げますが、16ページの、広くは現状の一環なんですけれども、5ポツの続きで、利用者意識の中で、16ページ、(2)として、プラットフォーム事業者の情報管理態勢に対するユーザの懸念ということで、1ポツのところの下線部を読ませていただきますと、プラットフォーム事業者は膨大な利用者情報を取得・利用しており、昨今、国外に拠点を置いてグローバルにプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者情報の大量流出事案が相次いでいる、それによってユーザの懸念が高まっているというふうにお書きいただいております、これは全くそのとおりだと思いますけれども。漏えい事案のみならず、フェイスブックに対する行政指導のようなこともありましたので、漏えいも含まれているわけですが、情報の取得の方法の不明確さということも、やはりユーザの懸念には影響していると思えます。

実は、これが(3)の「同意疲れ」に関する話ではないかなと思っておりまして、利用規約には、これこれこのように情報を取得するというようなことは書いてあることが多いわけですね。ところが、これが非常に膨大なボリュームである規約の中に、一部にそのようなことが書かれている。また、仕組みとして非常にわかりにくい、読んだだけではわかりにくいということが、同意の効力を阻害しているわけですし、規約に書いてボタンを押さただけでいいのだろうかということが、(3)の「同意疲れ」の問題の背景にあるかと思えますので、そういったこともありますので、16ページの(2)のところに、

取得・利用とお書きいただいていますけれども、不透明な取得の仕方ということも問題とされていて、ユーザの懸念もそれによって高まっているというふうに一言お書きいただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。貴重なご指摘かと思えます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 ご説明ありがとうございます。

私も、16ページと、あと同様の記述が27ページにありますが、いわゆる「同意疲れ」のところで、森構成員とほぼ同じところをご指摘しようと思っていました。「同意疲れ」で、現在の書きぶりですと、同意が面倒で回数を少なくしてほしいというふうに読めてしまうので、そうではなくて、同意の項目自体がわかりにくいということも問題であるということを確認している書きぶりにしていただければいいのではないかと思いました。

もう一つ、28ページのほうに、同意の在り方について検討する、見直しが必要との意見もというふうに書いてありますが、やはりデータを取得する際の同意の在り方については、きちんと議論をしていただきたいと思えますし、現状、包括同意と申しますか、最初に全て同意したということで、あと全部オーケーですよというふうにされてしまう現状があるので、やはりここはきちんとしていただきたいということも申し上げておきたいと思えます。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。16ページと27ページ、28ページのところでございますね。

ほかにも。寺田構成員。

【寺田構成員】 今の同意の関係のところ追加の情報という形になるんですけども。EUのほう、特にGDPRに対応するというところで、CMP (Consent Management Provider) と言われるものなんですが、これの標準化みたいなものが進んでいて、GDPRでもこれを推奨しているというのがあります。

これはいわゆる同意管理のプラットフォームをつくっていくと。できるだけ皆さんが共通化していこうというような、そういった考え方だと思えますけれども、こういった動きというもの、日本の中でも考えていくべきではないかなと。個別個別の企業というより

は、もう全体の中で、「同意疲れ」とか、こういったものに対してのプラットフォーム的なもの、そういうようなものを考えていく必要があるのではないかなと感じました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

では、お願いいたします。宮内先生。

【宮内構成員】 宮内でございます。非常によくまとまっていると思いますが、幾つかコメントさせてください。

まず1つは、30ページのところをご覧ください。(2)の真ん中のポツで、サービスの魅力がこういうやり方で高まっていったインセンティブになるというのは、これは全くおっしゃるとおりだと思うんですが。ただ、このインセンティブがどのぐらい働くかというのは、サービスの種類によっても随分違ってくるのではないかと考えています。例としていいかどうかわかりませんが、一部の掲示板などは、こういうところを緩くして、かえって広まっているみたいなのところもあるので、サービスの種類によって、法的基盤のほうを強くするか、民間のインセンティブを強くしていくかというこのことのメリハリをつけていく必要があろうかなと思っています。

それから、後半のお話の中で、まず細かいことから言いますと、38ページの冒頭のパラグラフの1ポツ目というのは、33ページの冒頭とほとんど同じ文章で、少し違っているのかもしれませんが、非常に似た文章なので、ここは整理していただきたい。細かいことで恐縮です。

それから、36ページ、これも用語の問題で、細かいことなんですけれども、36ページの2ポツ目で、オブジェクト認証という言葉が出てきます。確かに、IoTなんかでオブジェクト認証ということはあると思うんですが、人とか組織を認証する場合には、多分、オブジェクトではなくて、エンティティという言葉のほうが普通ではないかと思うので、全部まるっとエンティティと言えるかどうか、少し自信のないところはありますが、エンティティ認証か、または、エンティティ及びオブジェクトの認証というような言い方をするのがいいのではないかと思います。

それから、37ページの3の1ポツ目で、CとIとA、この三要素というのにまとめてくださっているのは結構なんですけれども、一応確認として、データのいわゆる真正性、正しいところから出てきているという、そういう意味での真正性ですけど、いわゆるオーセンティシティというんですか、こういうものがどこに入ってくるのか。おそらくインテ

グリティに入るという理解でここに入っているんだと思いますけれども、そういう点と、それから、今のページの一番上にある送受信の正当性等、これが果たしてインテグリティに入るかというのは、あまり自明でないので、おそらくこれもインテグリティに入るという整理でこういうふうにかかれていたと思うんですが、その点、わかりやすく書いていただけるといいのかなと思っております。

それから、39ページをご覧ください。39ページの3ポツ目に、リモート署名の件ですけれども、3ポツ目で、クラウド上に電子証明書又は鍵を保存すると書いてありますけれども、これ、必ずしも正確ではないのではないかと考えています。鍵は特別な装置に格納するという方法がまず基本的にはとられていて、そうでなくても、決まった場所に決まったファシリティでしまうというようなことも行われるわけですが、基本的には、いわゆるクラウドのイメージとはちょっと違った場所にしまわれています。ですから、保存するというふうにかかずに、どこに保存するかというのを書く必要はあるかもしれませんが、このリモート署名のポイントは、クラウド上から、あるいは、クラウドを介して電子証明書や鍵を利用する、こういうようなことを特徴として書くのがよろしいのではないかと考えています。

それから、もう1点、42ページの一番下のニーズの具体化、これ、全くおっしゃっておりで、これをしっかりまとめていかなければならないと思っておりますけれども、こういうもののニーズの一つとしては、やはり今進められております裁判のIT化、これで裁判手続に関する資料が例えば電子的に送られたときに、それが受信確認ができるかどうかということが1つのポイントとなろうかと思えます。それから、裁判に限らず、いろいろな法的手続において、到着していることを確認することが非常に重要な場合というのもありますので、そういう点も含めて、こういったニーズの検討というのに役立てていただければと思っております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。多岐にわたりご指摘をいただきました。

ほかにかかかでございますか。生貝構成員。

【生貝構成員】 どうもありがとうございます。私も、まとめ全体として賛同するところでございます。

直接の具体的な修文というわけではないのですが、全体を拝読させていただいて、3点ほど感想といいますか、コメントを述べさせていただきます。

まず30ページの政策対応上の基本的方向性ということにつきまして、下から2ポツ目のところに、したがって、各プラットフォーム事業者による自主的な取組を尊重しつつ、その法的基盤を整備するという共同規制的なアプローチを機能させていくということが1つ望ましいと挙げられているところでございます。このことについて、やはり情報通信分野に関わる政策課題、様々な形でこういった方法論は既にとられてきた。やはりそれはこういった動きの激しい分野で、自主的な取組を尊重した形での制度設計というのが不可避であることに大きく起因するところと存じますけれども、やはりグローバルなプラットフォーム、特に海外事業者様とこういった共同規制のようなやり方を構築していくといったようなことは、これまでの主として国内の事業者団体様等を念頭に置いた共同規制の在り方とは、やはり相当程度やり方というのをさらに考えていかなければならない論点が多いのであらうと思います。

そういったような中で、やはり前提として、自主共同規制アプローチといったようなもの、このことは、前提として、その法律というものが適用される可能性がないところでなかなか機能され得ないものがございますから、今回、通信の秘密に関わる部分の域外適用というものをしっかりと進めていくという方針を示されました上で進めていくというのは、方向性として、私自身は、しかるべきことだと考えております。

そうした中で、しかし、こういった官と民が連携してルールをつくっていく共同規制的なアプローチというのはどういうことかと言いますと、これ、一言でまとめますと、官と、その規律対象であるプラットフォーム、そして、さらに関係するステークホルダーというものが密接・継続的かつオープンに交渉と協力のための話し合いを続けていくことにほかならないところであります。本全体的な委員会の中でも、国内外のプレーヤ問わず、様々な方に来ていただいて、様々なヒアリングというところをさせていたところがございますけれど、まさにグローバルなプラットフォームの方々といかに継続的に話し合い、そして、意味のある対策をつくっていくのかということ、これは中で触れられていた代理人の設置といったようなところと関わる場所もあるかもしれないのですが、こういったテーブルづくりというものをしっかり考えていく必要があるんだらうというのが1点目でございます。

そして、2点目の31ページ、次のページのところでございます。これも下から2ポツ目のところで、特に我が国の規律に従った取扱いを確保するための方策を推し進めれば、一国マルチ制度ということを書いてございますけれども、ここに関連して、やはり今回の

全体の方向として、通信の秘密、外国の事業者様にも守っていただく我が国のほうをというふうに言いましたときにも、これは別の機会でも申し上げたところでありますが、例えば、グローバルに提供されているサービスが、例えば、もしかすると、我が国の通秘の規律を守っていただいたがゆえに、我が国では提供できないといったようなことは果たして本当に起こらないのか、起こらないためにどうするのかといったような向きで考える必要というのは特に高いところであろうと。

そういった中で、やはり自主的・共同規制的アプローチといったようなところに触れていただいているところであり、そこでどのようにそういった国内外の差異といったものを吸収していくかというのも大きな論点になるところとは思いますが、ただ、前提として、例えば、GDPRに関して挙げていただいたcode of conduct、GDPR 40条のコンダクトにおきましても、そういったアプローチ、前提としては、法の要求する規律の水準を下回ることを許すものではございません。あくまで、その法の求めを具体化する、このセクターではこうやって具体化することを実施するのが望ましいといったようなものであります。

ちょっと複雑な部分になりますけれども、やはり域外適用をしっかり考えていくということは、これ、すなわち法のグローバリゼーション、グローバルスタンダードとの適合性というものをより広く深く考えなければならないということの方向性にほかなりませんから、やはりその直下で書かれているとおり、国際的なハーモナイゼーションということ、そして、我が国としても、こういった行為を規律するということは、果たしてどういった理由によるのか。果たして本当に今までと同じやり方が望ましいのかといったようなところを含めて、この方向性を突き詰めていくところだと、前に申し上げた規律の——いわゆる法の密度という表現になりましょうか——ところを考えていくというのは、やはり中長期的な方向性としては不可欠になるのかなと私自身考えているところでございます。

それから、長くなりまして申しわけございませんが、3つ目、一番最後のページの44ページのところにつきまして、フェイクニュースでEUの対応等をもとに、自浄メカニズムですとか、ユーザリテラシーの向上といったようなところを書かれているところでございます。このことについて、もし可能であれば、1つ付け加えていただいてもいいのかなと思うのが、ヨーロッパの取組の方向性は、プラットフォームとの共同規制を含めて、様々なフェイクニュース、ディスインフォメーションへの対応というものを進めているところでございますけれど、このほかに1つ、非常に力を入れているのが、やはりインター

ネット上での正統的なジャーナリズムというものを、いかにしっかり豊富に、そして強固なるものにしていくかということでございます。インターネット上でフェイクニュースのような情報がどうしても跋扈してしまうというのは、ある種悪貨が良貨を駆逐するということが起こっていることが非常に大きな前提にあると。そういったような中で、良貨がしっかりと悪貨を凌駕していくような情報環境というのをどうやってつくっていくのか。これはやはりデジタルジャーナリズムのことそのものをどう強くしていくのかということを考えることにほかなりません。

ヨーロッパですと、具体的には、デジタル市場のための著作権指令案のような、様々いろいろと議論のある方法も含めて、広く方法をとられているところではございますけれども、そういったことの、特に2030年ということを目ざして視野に入れますと、論点としては意識していく必要があるのではないかと考えている次第です。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。共同規制、それから、フェイクニュースについて、3点にわたってかなり深い洞察をお示しいただいたかと思えます。

ほかにかがでございましょうか。崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 大変よくまとまった資料、ありがとうございます。

数点ございます。1点目は、木村構成員のお話に関係するんですが、同意を取得した時点等、データの取得のタイミングが大幅にずれるような場合、やはり考慮が必要かと思えます。何に同意したとか、多分覚えていないんですね。なので、これはISO29184なんかでも取り上げているんですが、このあたりを明示していくというのは、ある程度意義あることかと思えます。

2点目なんですが、この側面を16ページの最後の丸が表していると思っているんですけど、これについて2点ほどありまして、ここで集積という言葉が使われていますね。

「現下の市場では利用者情報が集積される場合には」とありますが、これ、集積しなくても問題が生じることは十分にあるので、おそらくこれは集積という言葉で、GDPRでいうところのprocessingを表したかったのではないかと思うんですけども、であれば処理、そうでなければ、収集、集積、処理のような形に書かれるとよろしいかと思えます。

それから、これも単なる書きぶりの問題ですが、同じ文章に、アイコンを表示する機能をデバイスに具備させることにより、利用者に明示的に注意喚起を行うプライバシー・バイ・デザインを志向する動きもあるという書きぶりになっているんですが、「より」と言

うと、これがプライバシー・バイ・デザインというふうな書き方になってしまっていて、これは1つの例でしかないので、「より」ではなくて、「ことによる」などのような書きぶりがよろしいのではないかなと思います。

もう1点、これは宮内先生からご指摘がありました。それに対する回答としてなんですが、モノの場合もエンティティでISOではカバーしておりますので、その点のみ。

どうもありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 どうもありがとうございます。これまでの議論の内容をととてもわかりやすくまとめていただいたものと考えておりまして、基本的に書かれた内容については賛同でございます。

少し細かい点ですけれども、幾つか申し上げたいと思います。

26ページのところに、政策対応上の主要論点として挙げていただいている中の、下から2つ目のところなんですけれども、端末情報の取得・利用行為について、ターゲティング広告のためにということに絞って具体例として挙げていただいているかと思うんですけれども、事業者が広告のために取得する場合だけではなく、その情報を集積して、ほかに売却したり、あるいは、プロファイリングそのものをする、その結果を提供するというケースも含めて、様々な問題の起点になり得ることだと思いますので、限定的にターゲティング広告の規制の在り方を検討するものというふうに矮小化されないように、少し幅広くに書いていただく必要もあるかと思っております。

また、この端末情報の利用結果などは、例えば、検索結果に対して一定のバイアスをもたらすという形で利用されることもあるかと思っておりますので、少し幅広に触れていただくことが望ましいかと思っております。

それから、44ページのところにフェイクニュースについての言葉を充実していただいたところなんです。自浄メカニズムの一つとして載せていただいている例だと思いますけれども、ファクトチェックを行う機関と書かれておりますけれども、先に引用していただいた43ページのあたりで、放送について例としても挙げていただいておりますけれども、ファクトチェックの仕組みとしては、何か特別な機関を設けるというのが唯一の解ではないとも思っておりまして、機関というものに限定的に記載をする必要もないのではな

いかなと思っております。様々なファクトチェックの仕組み、そして、それをプラットフォームサービスの事業者のほうにも受容していただくための仕組みとしては、様々なものが考えられると思いますので、これはできれば例として挙げていただければと思います。

そして、その関係で、表現の自由に配慮しという言葉にも下線を引いて強調していただいているところで、それも大変重要だと思っております。例えば、ネット上の様々な投稿などを見ますと、あらかじめパロディであること、あるいは、偽の情報であることを明示した上で、あるいは、それが自然とわかるような形で風刺する、健全な批評の一環として提示されているものも多数あると思いますので、一つ一つのコンテンツの真実性を確認するような仕組みということではない、やはり柔軟な仕組みを考えていくことが必要になってくるかと思えます。

私からは、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。まず、手塚先生、お願いいたします。

【手塚構成員】 手塚でございます。

第2回のときに、私のほうからトラストサービスについてご説明させていただきました。その内容を、これをざっと読ませていただきまして、ある意味、非常にうまくといますか、しっかりとくんでいただいて、まとめられていると思っております。これについての内容については、具体的にまだ課題というのは結構ありますので、これについてはしっかりと検討しなければいけないなというのを、改めて今のご説明を聞いて思った次第でございます。

特に、人・組織・モノ、それとデータ、この4つの要素、これらがサイバー空間でどのように関わりを持っていくかというのが、今後一番重要な視点であると思っております。これが我が国のSociety5.0等の基盤としてしっかりとでき上がっていくような、そういう環境を我が国の中で、制度、運用、技術で組み上げていくということが非常に大切なところだというふうに改めて認識した次第でございます。ぜひ、そういう点で、しっかりと今後こういうところを検討していただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。まず森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。

先ほど生貝先生からありました29ページですか、適切な規律に従った取扱いを確保する、どうやってルールを守ってもらうかという3ポツの話ですけれども。(1)、2ポツのところでも、事業者による自主的な取組と組み合わせた共同規制的なアプローチということが出てくるんですが、これはやはり若干早いなと思っていまして、共同規制の前に、前述、1ポツで書かれたような域外適用をするという法改正を前提として、適切な法執行が図られることがまずは必要であるということをお書きいただく必要があると思います。まずはルールを、改正法を粛々と法執行するということですね。

実は、これがきちんと行われないと、つまり、外国事業者に対しては、改正前のように法執行しないということになりますと、これが一国マルチ制度につながってしまって、いろんなところで批判されているような状況を見ますので、まずは、ここで法改正を前提とした適切な法執行が確保されること、一国マルチ制度のような事態に陥らないことというのが、まずは共同規制の前に必要だろうと思います。

共同規制については、その後で、むしろ事業者側が対応として考えてくることであって、ここですぐに出てくるという話ではないと思いますし、そういう意味では、30ページの(2)のところも、もう少し共同規制にすぐに入らない、まずはこちら側の政府としてのどのような進め方をするのかということをお書きいただいて、それによって、あちらとしても共同規制のインセンティブというものが生まれてくると。法執行のないところで、それでは一緒にとっても、向こうとしても、かえって応じにくいというようなお話をよく聞くところでして、何でやらなければいけないんですかということなので、まずはそちらからということ意識したお書きぶりにしていただければと思います。

一国マルチ制度の話が出ましたので、31ページの(2)の1ポツのところについて、ちょっとこれが出ているんですけれども、この一国マルチ制度は、そちらに移していただいたほうがいいかなと思っております。ここはルールのハーモナイゼーションといいますか、国際的な潮流と合わせましょうということですので、これが図られないことによって起こるのは、一国マルチ制度というよりは、むしろ、例えば、国際競争力が低下するとか、例えば、我が国国民の権利の保護に欠けるとか、そういう内外比較のことですので、一国マルチ制度の話は、先ほどの前のところに移していただいたほうがいいと思います。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。今の森先生のご指摘は、特に共同規制のお話

で、ちょっと尚早ではないかというお話もありましたけれども、どちらかといいますと、25ページあたりの、まずもって我が国の通信の秘密の保護を、いわゆる域外適用といいますか、我が国で類似のサービスを提供されているような事業者の方にはきちんと適用するんだといった、一番下の丸で、法整備を視野に入れた検討を行うという書きぶりですけれども、これのことをはっきりもっと強く押し出して行って、そして、まず法の適用が及ぶと。そして、それを現実に遵守の実効性を上げていくという点においては、29ページ以下ということで、共同規制といったようなやり方もあり得るでしょうねと、そういう大きな流れだということですかね。

【森構成員】 ありがとうございます。そのとおりです。29ページの(1)の1ポツをご覧くださいますと、前述1.及び2.で検討したようにということで、この1ポツの法改正のことをここで冒頭に書いていただいて、これは全くそのとおりでして、プラットフォーム事業者に対して利用者情報及び通信の秘密等に係る規律を適用したとしても、当該規律に従った適切な取扱いがこれら事業者によって実際になされなければ、我が国の利用者の保護が十分に図られないこととなるということで、これも全くごもっともなんですけれども。ただ、その次に来るのは、2ポツのところのGDPRの代理人設置の工夫みたいなことはいいと思うんですけれども、やはりここで来るのは、法改正したんだから、その法律は執行するということがまず最初に来るべきであって、共同規制は、順序としては後であろうと、そういうことでございます。

【宍戸座長】 承知しました。ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。寺田構成員。

【寺田構成員】 27ページの一番最後のポツになるんですけれども、端末上のデータというのをどういうふうに扱うかというのを、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得るところという形で、一種拡大解釈していかうみたいな感じのところと、eプライバシー規則(案)の議論を参考にしつつというような表現があるんですが、全体を見ていて少し感じているのが、EUでいうところのクッキーとか端末識別子とか、これに対する規制の考え方と日本での考え方というのを、もう少し正確に表現したほうがいいのではないかなと思いました。

特に、まずクッキーとかに関して、GDPRのほうでは、いわゆる大量の監視ですよ。外部からの監視という概念で見ているところ、日本の中では、そういった個人情報に関して外部からの大量の監視といった概念があまりない。そういった中で、どう整合性をとっ

ていくのかとか、それから、GDPRの下で第二次法としてのeプライバシー規則だと思いますが、こちらのほうは、端末内の情報そのものを電子通信サービスの中に取り込んだ形でものの考え方になっていると。両方ともそうなんですけれども、特にGDPRのほうは、大量監視といった、データがどうのこうのという種別ではなくて、行為そのものに対して問題があるという問題意識の持ち方をしていると。eプライバシーのほうでも、端末の中の情報個別の話ではなくて、これの扱い方に非常に着目したようなものを見方をしているという形で、現在、日本のほうで議論しているのと本質的なところで結構違いがあるのではないかなと感じています。このあたりをもう少し整理して、足りないところ、そういったところというのをしっかりとカバーしていくような考え方が必要なのではないかなと思いました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、寺田さんがご指摘いただいた27ページで言いますと、一応ここだと、端末情報の取扱いを適切にコントロールできるということがまず重要だというもとの、幾つか書いているわけですが、このままだと端末情報の性質それ自体に対して着目しているような議論に見えてしまうと。そうすると、日本、あるいはEUとのそれぞれの関心とか、あるいは、法制のずれというものが顕在化してしまうので、少し整理し直したほうがいいのではないかと、そういうご趣旨ですね。承知いたしました。

ほかにいかがでしょうか。まず崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 崎村でございます。

すみません、さっき言い忘れたことが1個ありまして、アベイラビリティを取り上げていただいたのは大変結構で、すばらしいと思うんですが、読む人によると、アベイラビリティって、サーバのアップタイムみたいな感じに取られてしまうこともあるんですよね。なので、ちょっと明示的に、ユーザが簡単に使えるというような、ユーザに対するアベイラビリティですとか、あるいは、使う先の受入れ義務ですね。受け入れてもらえなければアベイラブルではないので。そういったところも明示的に入れていただけるといいかな。eIDASでは、これ、受入れ義務があったりするので、そういった意味で、こういうところも明示的に記載していただくと大変よろしいのではないかと思います。

ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。このアベイラビリティで、受入れ義務まで検討しようという、ここまで書けるかどうかは、後でお諮りするワーキンググループでのご

議論を見ながらということになるかと思いますが、少し工夫をさせていただきたいと思
います。

それでは、山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 はじめに、前回、前々回に失礼しましたこととお詫びいたします。資
料1の主要論点(案)について、関係の諸利益を調整された結果と理解しており、その詳し
い経緯や背景を把握していないところもありますので、やや留保を付した上で、2点のコ
メントないしご提案を申し上げます。第1点目は、資料の<内容>、第2点目は、この内
容を実現する<主体>に関することです。その採否は皆様にお任せいたします。

まず、コメントの第1点として、資料の内容面について、優先順位の明確化というご提
案です。より具体的には、大別すると重要なトピックとして、1) いわゆる通信の秘密、
2) トラストサービスやeIDAS、3) フェイクニュース、という3つがあると思いま
すので、順番に申し上げます。

第1点のうちの1つ目として、後で申し上げるコメントの第2点にも関連するところで、
要するに、資料1の2ページから3ページにかけての章立てについて、憲法上の要請に基
づく電気通信事業法における「通信の秘密」の規律の在り方が、今後の法制化をめぐる議
論のメイントピックになりうるということ、より明示化されてはいかがでしょうかとい
うご提案です。すなわち、関連するヒアリングの内容については立ち入りませんが、
具体的な法制化の中身が固まった後で、それを実現する規律の手法ないしアプローチとし
て例えば共同規制等が検討されることとなりますので、まずは目次のレベルで言えば、第
2章第1節1.の「現状」のみならず、第3章の「政策対応上の主要論点と基本的方向
性」にも通信の秘密というタームを明確に入れるのも一案と思います。次に具体的な記述
のレベルでは、例えば、8ページの第2章第1節の1.の最初の白い丸の段落にお
ける「憲法において通信の秘密を保障する意義」について、下から3行分の「・・・言い
換えれば、国民が安全に安心して通信を利用できるよう通信制度を保障することにより、
国民の通信の自由を確保することにある・・・」という記述は、特に24ページから25
ページの関連箇所や27ページの関連箇所と照らし合わせながら、文言をもう少し整理す
る余地があると思います。

第1点のうちの2つ目以降は、ごく簡単に申し上げます。特に2つ目のトラストサービ
スやeIDASについては、今後、ワーキングの方で検討の詰めが行われる、重要なトピ
ックとなると思います。

第1点のうちの3つ目のフェイクニュース等に関しては、先に第1点目で申し上げた内容面での優先順位という意味では、特に先ほどの一つ目の「通信の秘密」というトピックの取扱いと比べますと、この章立てにおける「フェイクニュースや偽情報」の取扱いは、章を1つ割り当てて明示化するほどにこの研究会の場で議論を詰めて何らかの「対応」の方向性を出したというよりはむしろ、これから重要となるトピックであるがゆえに、今後開かれた形で議論を継続すべきものとして位置づけられている、ということと思います。また、フェイクニュースに関する章立てのみならず、具体的な記述の仕方についても、例えば、43ページの「政策上の主要論点」における4つ目の白丸のパラグラフの「我が国」の記述として最初に「放送分野」が取り上げられていることの是非について、また、44ページのパラグラフの5行目の「表現の自由に配慮」という記述はおそらく憲法上の表現の自由を念頭に置いているであろうことの明確化について、文言を工夫する余地がないかをご検討いただければと思います。

次に、コメントの第2点目は、この資料1の内容を実現していく主体がないしは担い手に関するもので、要するに、関係の省庁や事業者等との今後の連携の在り方について、もう少し明示化された形で盛り込まれてはいかがでしょうかというご提案です。例えば平成30年12月18日付の関連のルール整備の基本原則の検討における関係省庁間の連携、そして、特に個人情報保護委員会との連携は、通信の秘密・利用者情報・同意の在り方・欧州のGDPR等に関する諸課題の今後の検討にあたって極めて重要になります。さらには、ヒアリングにご協力いただいた関係事業者の方々に、今後も連携していただくことが不可欠となりますので、日本の国全体のレベルでの政策課題として目指すべき価値やビジョンの実現に向けた、関係主体間の積極的な連携の在り方が、より明確に資料1に盛り込まれると望ましいと思います。

【宋戸座長】 多岐にわたり、ありがとうございました。通信の秘密のところは、特にずっと見出しのところで利用者情報と書いてきた部分がございます。多分、本来の事務局の思いとしては、通信の秘密を含むということであったのが、見出しの部分、あるいは、大きな筋立ての部分では、見えにくい部分が特に第3章ではあるところがあるかと思えますので、そこは少し考えさせていただきたいと思えます。

また、フェイクニュースについても、この放送のお話が出てきているということ、また憲法上の表現の自由、あるいは、憲法上の表現の自由の保障のもとでの放送制度、放送の自由の保障ということが、通信・放送の連携・融合の文脈の中で、ここで出てきているこ

との意義ということについて、誤解のないようにというご趣旨かと思しますので、今後のご議論も見ながら文章は整理させていただきたいと思います。

それから、政府全体での検討の中でのこの検討の位置付けということで申しますと、この研究会の上に、全体としての特別委員会での検討があって、その一部としてのこの検討が政府の全体とどうつながっているか、こういった問題もありますので、少し検討させていただければと思います。

ほかにかがでございましょうか。森構成員、お願いします。

【森構成員】 細かいことなんですけれども、27ページの2ポツの議論、プラットフォームに対する適用をどうしていくかという、その方向性のところで、27ページ、(2)の2ポツでして、サードパーティクッキー等の仕組みが通信の秘密を侵害するのではないということは、これは私も賛成でして、以前プレゼンをさせていただいたとおりです。ここでは、電気通信事業者の取扱中に係らない行為と考えることができ、通信の秘密に含まれると整理することは適当ではないということで、確かに取扱中に係らない行為と考えることができるようにも思いますけれども、なかなかこれは難しい話かなと思ってまして、私も全く確信があるところではなくてですね。

他方で、サードパーティクッキーの仕組みの場合は、ファーストパーティが了承しているという事情がありますので、考え方によっては、一方当事者の同意があるというふうに捉えることもできるかなと思しますので、そういう意味では、理由をはっきり書かずに、サードパーティクッキー等の仕組みは通信の秘密を侵害するものと整理することは適当ではないというような、そういう書き方にさせていただいてもいいかなとは思いました。ちょっと自信のないところですので、ジャストアイデアです。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。あるいは、逆に、注で、今、森先生がおっしゃったような趣旨のことを書いて、少し膨らませておくということもあり得るかと思います。

ほかにかがでございましょうか。松村構成員、お願いします。

【松村構成員】 今、森構成員がご指摘になったのと同じ箇所です。直してほしいという意見ではなくて、確認です。通信の秘密に含まれると整理することは適当でないというのは、その前に、現状ではという説明になっているので、現状の形態を前提とすれば、適当でないということだと理解しています。

適当でないと言い切ってしまうと、今後そういうオプションはとらないとコミットする

ことになってしまう。そうではなくて、現状のような使い方であれば、そう整理するのは不適當だという整理には異議がありませんが、今後、いろんな変化が起こったときに、将来の政策を縛るものではないと理解しています。したがって、「現状では」というのは「適當でない」というところに当然かかっているのですよね、という点だけ確認させてください。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。私もそのように理解しておりますが、事務局、いかがですか。

【岡本消費者行政第二課企画官】 そのとおりでございます。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

非常に広範なご指摘をいただきましたけれども、主に3章の通信の秘密、それから、同意の在り方の問題、それから、今ご指摘のありましたクッキーの問題について、非常に貴重なご指摘をいただきました。

また、第4章のトラストサービスにつきましても、様々な事実関係も含めてご指摘をいただきましたし、あと戻って、第3章のところ、第5章、両方またがると思いますが、規律の確保の在り方、規律が及んでいることを前提とした、あるいは、自主規律を高めるための仕組みということについても、重要なご示唆をいただいたと思います。

それから、一番最後の第5章のオンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応ということにつきましては、ご覧いただきましたとおり、これまでの検討の中で、まだ必ずしも十分詰め切れていないところがございまして、ここでは事実関係を確認した上で、その主要論点と基本的方向性というものを提示させていただいている段階でございますけれども、これまでの情報通信分野における表現の自由の確保、それから、43ページの冒頭にありますような、利用者情報を分析して閲覧者の嗜好に働きかけるコンテンツ表示技術を通じてフェイクニュースや偽情報を拡散するというような、世界各国で懸念されているような問題に対して、民間におけるファクトチェックの様々な取組、あるいは、プラットフォーム事業者におけるファクトチェックの取組、あるいは、そういった民間の主体間の連携について、先ほど山口先生からもご注意いただきましたけれども、憲法上の表現の自由の保障に配慮しつつ、慎重に今後、場合によってはヒアリングや情報の収集をこの検討会で行っていくということかなと私も考えております。

それでは、これまでのいただいたご指摘を踏まえまして、この主要論点（案）を調整させていただくということでもよろしゅうございましょうでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に、事務局から、「トラストサービス検討ワーキンググループ開催要綱（案）」につきまして、ご説明をお願いいたします。

【赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官】 本日の配付資料の一番最後に、参考資料として、本研究会の開催要綱をつけてございます。その中の4番目の構成及び運営の中の（7）をご覧くださいければと思いますが、座長は、必要があるときは、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。それから、（8）といたしまして、ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによるということでございます。

この規定に従いまして、本日の資料2をご覧くださいたいと思いますけれども、先ほどの主要論点の第4章にございましたトラストサービスに関する論点につきまして、さらに検討を深めるために、トラストサービスの検討のためのワーキンググループというものを設置させていただきたいと考えてございます。

そちらも4番の構成及び運営のところをご覧くださいたいと思いますが、本ワーキンググループの主査は、プラットフォームサービスに関する研究会の座長が指名する。それから、その構成員は、別紙のとおりとするとなっております、裏面をご覧くださいたいと思いますけれども、先ほどの規定に基づきまして、主査につきましては、本研究員の構成員でもある手塚先生にご就任をいただくということをお願いしたいと考えてございます。

その他の構成員につきましては、一番最後の※にございますが、現在調整中でございます。もう数名追加になる見通しでございますが、全体の構成といたしましては、電子署名であるとかタイムスタンプのようなトラストサービスを提供されているベンダーの方々ですとか、あるいは、そういうことをご検討されている業界の団体の方ですとか、それから、今後あるいは現在、こういったトラストサービスを利用している、あるいは、今後見込まれるというユーザ側の立場からご発言いただけるような方、こういった方々にメンバーに加わっていただきたいと考えてございます。

第1回につきましては、1月の末に開催するというところで、現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このワーキンググループにつきましては、手塚先生に主査をお願いし、また、宮内先生にもご参画いただくということでございますが、どうぞご検討のほど、よろしくお願いいたします。

本日本日予定した議事は以上でございますけれども、その他、事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 次回会合につきましては、別途事務局からご案内をいたします。

事務局からは、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、「プラットフォームサービスに関する研究会」第5回会合を終了とさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。